【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【中間会計期間】	第58期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	東京センチュリー株式会社
【英訳名】	Tokyo Century Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　CEO　　藤原　弘治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練塀町３番地
【電話番号】	0570-084390(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　専務執行役員 CFO（兼）CHRO（兼）共同CSO　平崎　達也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練塀町３番地
【電話番号】	0570-084390(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　専務執行役員 CFO（兼）CHRO（兼）共同CSO　平崎　達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 東京センチュリー株式会社 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地２) 東京センチュリー株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区北幸二丁目８番４号) 東京センチュリー株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄二丁目１番１号) 東京センチュリー株式会社 関西支店 (大阪府大阪市中央区本町三丁目５番７号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第57期 中間連結会計期間	第58期 中間連結会計期間	第57期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(百万円)	693,280	779,910	1,457,670
経常利益	(百万円)	77,233	102,062	163,417
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(百万円)	92,799	68,514	111,299
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	15,141	121,292	126,503
純資産額	(百万円)	1,172,501	1,360,064	1,252,593
総資産額	(百万円)	6,848,756	7,512,628	7,214,810
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	190.04	140.10	227.82
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	189.35	139.72	227.06
自己資本比率	(%)	15.0	16.3	15.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△33,921	△41,237	△76,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△12,341	△46,881	△61,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	138,803	119,539	187,955
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	252,365	256,219	219,668

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．１株当たり中間（当期）純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式を含めております。
３．１株当たり中間（当期）純利益に使用する当期純利益は、「親会社株主に帰属する中間（当期）純利益」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
４．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益に使用する中間（当期）純利益は、「親会社株主に帰属する中間（当期）純利益」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第１四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第４ 経理の状況 １ 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

※「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、億円単位で記載している金額は億円未満を四捨五入しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当中間連結会計期間の売上高は前年同期比866億円（12.5%）増加し7,799億円、売上総利益は、海外ビジネス部門及びトランスポート部門での増益を主因に前年同期比304億円（19.5%）増加し1,859億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前年同期比126億円（15.2%）増加し956億円となりました。主な要因は、海外ビジネス部門及びモビリティ部門の人件費及び物件費の増加であります。

営業外損益は前年同期比71億円（149.7%）増加し118億円の利益となりました。主な要因は、持分法投資利益の増加であります。

これらにより、経常利益は前年同期比248億円（32.1%）増加し1,021億円となりました。

また、特別損益は前期計上のロシア関連保険和解金の剥落を主因に前年同期比614億円（97.3%）減少し17億円の利益、法人税等は前年同期比154億円（36.1%）減少し272億円、非支配株主に帰属する中間純利益は前年同期比31億円（62.3%）増加し80億円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比243億円（26.2%）減少し685億円となりました。

なお、12月決算会社である主な海外子会社・海外関連会社の連結財務諸表作成にかかる期中平均の為替レートは、当中間連結会計期間158.29円／米ドル（2026年１月～６月）、前中間連結会計期間148.41円／米ドル（2025年１月～６月）であります。

②セグメント別の業績

当社グループは、2026年４月１日付の組織・体制の刷新に伴い、顧客起点のビジネス推進を担うフロント部門（国内ビジネス・海外ビジネス）と、高度なソリューションを提供するプロダクツ部門（社会インフラ・トランスポート・モビリティ・企業投資）を有機的に連携させ、事業間シナジーの創出と顧客・社会への価値提供力の向上を図るため、報告セグメントを変更いたしました。

これに伴い、第１四半期連結会計期間より、報告セグメントを「国内リース事業」、「オートモビリティ事業」、「スペシャルティ事業」、「国際事業」及び「環境インフラ事業」の５セグメントから、「国内ビジネス部門」、「海外ビジネス部門」、「社会インフラ部門」、「トランスポート部門」、「モビリティ部門」及び「企業投資部門」の６セグメントに変更しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

各セグメントにおける売上高については「外部顧客に対する売上高」の金額、セグメント利益については「報告セグメント」の金額を記載しております。

また、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の区分方法により作成したもので比較しております。

[国内ビジネス部門]

売上高は前年同期比180億円（7.9%）増加し2,470億円、セグメント利益は35億円（26.6%）増加し164億円となりました。主な増益要因は、パートナーとの共同事業の取込利益の増加であります。セグメント資産残高は前期末比352億円（2.7%）減少し１兆2,725億円となりました。

[海外ビジネス部門]

売上高は前年同期比344億円（35.3%）増加し1,319億円、セグメント利益は34億円（48.7%）増加し103億円となりました。主な増益要因は、連結子会社のCSI Leasing, Inc.における大型ITAD(IT Asset Disposition)案件の受注や堅調なリース取引による北米の利益伸長による増益であります。セグメント資産残高は前期末比625億円（6.8%）増加し9,886億円となりました。

[社会インフラ部門]

売上高は前年同期比２億円（0.3%）減少し890億円、セグメント利益は８億円（14.5%）増加し65億円となり

ました。主な増益要因は、不動産事業における売却益の増加であります。セグメント資産残高は前期末比414億円（3.8%）増加し１兆1,254億円となりました。

[トランスポート部門]

売上高は前年同期比259億円（24.6%）増加し1,314億円、セグメント利益は336億円（53.6%）減少し290億円となりました。主な減益要因は、航空機事業における機体売却益の増加及び船舶事業における売船による収益の増加があった一方、前年同期に計上したロシア関連保険和解金の反動減によるものであります。セグメント資産残高は前期末比1,449億円（6.4%）増加し２兆3,935億円となりました。

[モビリティ部門]

売上高は前年同期比102億円（6.2%）増加し1,749億円、セグメント利益は42億円（62.1%）増加し109億円となりました。主な増益要因は、前年同期に計上した無形固定資産の減損損失の反動に加え、中古車価格の上昇等に伴う車両売却益の増加及びレンタカー事業におけるインバウンド向けレンタカー収益等の増加であります。セグメント資産残高は前期末比325億円（5.9%）増加し5,809億円となりました。

[企業投資部門]

売上高は前年同期比12億円（34.2%）増加し46億円、セグメント利益は５億円（33.8%）増加し21億円となりました。主な増益要因は、パートナーとの共同事業の取込利益の増加であります。セグメント資産残高は前期末比８億円（0.9%）増加し928億円となりました。

セグメント利益

(単位：億円)

セグメントの名称		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減	
				金額	率(%)
報告セグメント	国内ビジネス部門	130	164	35	26.6
	海外ビジネス部門	69	103	34	48.7
	社会インフラ部門	57	65	8	14.5
	トランスポート部門	626	290	△336	△53.6
	モビリティ部門	67	109	42	62.1
	企業投資部門	16	21	5	33.8
その他・調整額		△37	△68	△31	―
中間連結損益計算書計上額		928	685	△243	△26.2

セグメント資産残高

(単位：億円)

セグメントの名称		前連結会計年度末	当中間連結会計期間末	増減	
				金額	率(%)
報告セグメント	国内ビジネス部門	13,077	12,725	△352	△2.7
	海外ビジネス部門	9,261	9,886	625	6.8
	社会インフラ部門	10,839	11,254	414	3.8
	トランスポート部門	22,487	23,935	1,449	6.4
	モビリティ部門	5,484	5,809	325	5.9
	企業投資部門	920	928	8	0.9
その他		1,040	886	△154	△14.8
セグメント資産残高合計		63,107	65,423	2,316	3.7

③財政状態

当中間連結会計期間末の資産合計は、前期末比2,978億円（4.1%）増加し７兆5,126億円、セグメント資産残高は前期末比2,316億円（3.7%）増加し６兆5,423億円となりました。負債合計は、前期末比1,903億円（3.2%）増加し６兆1,526億円、有利子負債は、前期末比2,133億円（4.1%）増加し５兆3,558億円となりました。

純資産合計は、前期末比1,075億円（8.6%）増加し１兆3,601億円となりました。主な要因は、利益剰余金が469億円増加、為替換算調整勘定が459億円増加したことであります。

この結果、自己資本比率は16.3%となりました。

なお、12月決算会社である主な海外子会社・海外関連会社の連結財務諸表作成にかかる期末の為替レートは、当中間連結会計期間末162.45円／米ドル（2026年６月末）、前連結会計年度末156.54円／米ドル（2025年12月末）であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動では、税金等調整前中間純利益が1,037億円、賃貸資産除却損及び売却原価が1,539億円、賃貸資産減価償却費が1,314億円となったこと等に対し、賃貸資産の取得による支出が3,828億円となったこと等により、412億円の支出（前年同期は339億円の支出）となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動では、社用資産の取得による支出が76億円、投資有価証券の取得による支出が130億円となったこと等により、469億円の支出（前年同期は123億円の支出）となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動では、長期借入金の返済による支出が6,282億円となったこと等に対し、短期借入金の純増減額が933億円の増加、社債発行による収入が1,855億円、長期借入れによる収入が5,031億円となったこと等により、1,195億円の収入（前年同期は1,388億円の収入）となりました。

これらにより、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前期末から366億円増加し、2,562億円（前年同期末比39億円の増加）となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

(6) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく貸付金の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」（平成11年５月19日　大蔵省令57号）に基づく、当社の貸付金（営業貸付金、その他の営業貸付債権、関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金）の状況は次のとおりであります。

① 貸付金の種別残高内訳

2026年９月30日現在

貸付種別	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	平均約定金利（%）
消費者向					
無担保（住宅向を除く）	―	―	―	―	―
有担保（住宅向を除く）	―	―	―	―	―
住宅向	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―
事業者向					
計	4,227	100.00	535,862	100.00	3.36
合計	4,227	100.00	535,862	100.00	3.36

② 資金調達内訳

2026年９月30日現在

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利（%）
金融機関等からの借入	1,941,751	1.94
その他	433,394	1.30
社債・ＣＰ	419,337	1.28
合計	2,375,146	1.82
自己資本	417,299	―
資本金・出資額	81,129	―

③ 業種別貸付金残高内訳

2026年９月30日現在

業種別	先数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
製造業	194	13.89	3,835	0.72
建設業	29	2.08	43	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	26	1.86	23,514	4.39
運輸・通信業	61	4.37	64,945	12.12
卸売・小売業、飲食店	265	18.97	2,538	0.47
金融・保険業	45	3.22	71,458	13.34
不動産業	33	2.36	134,079	25.02
サービス業	434	31.06	207,128	38.65
個人	―	―	―	―
その他	310	22.19	28,317	5.28
合計	1,397	100.00	535,862	100.00

④ 担保別貸付金残高内訳

2026年９月30日現在

受入担保の種類	残高（百万円）	構成割合（%）
有価証券	―	―
うち株式	―	―
債権	―	―
うち預金	―	―
商品	―	―
不動産	17,840	3.33
財団	―	―
その他	58,442	10.91
計	76,282	14.24
保証	4,781	0.89
無担保	454,799	84.87
合計	535,862	100.00

⑤ 期間別貸付金残高内訳

2026年９月30日現在

期間別	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
１年以下	82	1.94	190,819	35.61
１年超　５年以下	3,265	77.24	213,250	39.80
５年超　10年以下	599	14.17	63,200	11.79
10年超　15年以下	245	5.80	2,547	0.48
15年超　20年以下	26	0.62	22,672	4.23
20年超　25年以下	4	0.09	4,126	0.77
25年超	6	0.14	39,245	7.32
合計	4,227	100.00	535,862	100.00
一件当たり平均期間				5.41年

（注）　期間は、約定期間によっております。

3 【重要な契約等】

（企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意を含む契約）

当社は、2026年８月３日開催の取締役会において、伊藤忠商事株式会社及び農林中央金庫（以下、個別に又は総称して、「引受人」といいます。）との間で、引受人を割当予定先とする第三者割当の方法による第１回乃至第３回社債型種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）及び本第三者割当に関する引受契約（以下「本引受契約」といいます。）の締結について決議し、同日付で引受人との間で本引受契約を締結しました。

本引受契約には、当社と引受人との間における、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の２及び同項第12号の３に規定する合意（以下「本合意」といいます。）が含まれております。

(1) 本引受契約を締結した年月日

2026年８月３日

(2) 本引受契約の相手方の名称及び住所

名称　伊藤忠商事株式会社
住所　大阪府大阪市北区梅田３丁目１番３号

名称　農林中央金庫
住所　東京都千代田区大手町１丁目２番１号

(3) 本合意の内容

当社及び引受人は、本引受契約において、以下の合意を行っております。

①　事前承諾事項

本第三者割当の実行後、当社が、本社債型種類株式の発行要項上の取得条項に基づき金銭を対価として本社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる引受人の事前の書面による承諾を得ることを合意しております。

②　本社債型種類株式の譲渡制限

各引受人は、本社債型種類株式の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分をする場合には、当社取締役会の事前の承諾を得ることを合意しております。

(4) 本合意の目的

当社と引受人との本社債型種類株式の保有に伴う協力関係及び資本関係を維持・強化し、持続的な企業価値向上を実現することを目的としております。

(5) 取締役会における検討状況その他の当社における本合意に係る意思決定に至る過程

2026年８月３日開催の当社取締役会において、本合意を含む本引受契約の締結及び本第三者割当の実施について検討を行いました。そこでは、2026年度より始動した「中期経営計画2030」の推進のための資金を調達する必要があるところ、本第三者割当の実施によりかかる資金を調達し、それにより信用格付水準の維持・向上による財務健全性の確保、資金調達手段の多様化を通じた流動性の維持、及び最適かつ機動的な財務戦略・資本政策の遂行も図ることができると考えられること、割当予定先である伊藤忠商事は当社設立当時からの株主であり、筆頭株主として、各種事業においてパートナーとしての関係を構築してきており、今後、航空機リース会社Aviation Capital Group LLCの企業価値最大化のために共同で同社の成長を支援していくなど、強固なパートナー関係を確立できる先であること、また、農林中央金庫は当社グループの主要借入先の一つであり当社の事業及び経営方針についても理解を有していることから、両社を本第三者割当の割当予定先とすることは当社の企業価値の向上という観点で適切であり、当社の置かれた状況を踏まえた他の資金調達手段との比較にも照らし、本第三者割当が当社にとって最適な資金調達手法であると判断し、本合意を含む本引受契約の締結及び本第三者割当の実施について取締役全員一致で決議しております。

(6) 本合意が当社の企業統治に及ぼす影響

当社は、上記（3）①の合意は本社債型種類株式の取得という当社の企業経営の限定的な事項について引受人の承諾を要する旨の合意にとどまること、また、上記（3）②の合意は引受人による本社債型種類株式の譲渡等について当社取締役会の事前承諾を要するというものであり、当社のガバナンスへの影響は想定しがたいことから、これらの合意が当社のガバナンスに及ぼす影響は軽微と考えております。

（重要な子会社の株式譲渡契約）

当社は、2026年８月３日付で伊藤忠商事株式会社との間で締結した基本合意書に基づき、同年９月２日付で、当社の連結子会社（特定子会社）であるTC Skyward Aviation U.S., Inc.の株式の一部を同社に譲渡する株式譲渡契約を締結しました。

(1) 株式譲渡の理由

当社は、2026年８月３日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるTC Skyward Aviation U.S., Inc.（以下、SKY-U）の株式の50%を伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事）に譲渡（以下、本株式譲渡）することについて、伊藤忠商事との間で基本合意書を締結することを決議いたしました。今後、本株式譲渡が実行されることにより、SKY-U及びその100%子会社であるAviation Capital Group LLC（以下、ACG）は当社の連結子会社から除外され、持分法適用関連会社へ異動することとなります。

航空機リース市場は、中長期的な旅客需要の拡大が見込まれる有望な成長分野ですが、業界内での合従連衡が加速しており、当社連結子会社であるACGが競争優位性を維持・強化するためには、更なる事業規模の拡大が不可欠となっております。その一方で、リスク許容度や資本効率の観点から当社単独でのACGの資産規模拡大には一定の制約があり、これが課題となっておりました。こうした状況を踏まえ、ACGが持つ事業基盤をさらに発展させるため、強固な財務基盤や当該事業に対する中長期の事業シナジーが期待できる伊藤忠商事に保有株式の一部を譲渡し、同社との共同事業とすることが、ACGの企業価値最大化及び当社グループの資本効率向上に資すると判断したものであります。

(2) 譲渡する相手先の名称

伊藤忠商事株式会社

(3) 当該子会社等の名称、事業内容

名称：TC Skyward Aviation U.S., Inc.
事業内容：航空機リース事業

(4) 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡後の持分比率

譲渡する株式の数：3,118株（※）
譲渡価額：1,946百万米ドル（予定）
譲渡後の持分比率：50.0%
（※）2026年８月３日に提出した臨時報告書において、譲渡株式数を3,281株としておりましたが、その後、譲渡実行前にSKY-Uが当社から自己株式を取得することとなったため、当該自己株式取得後の発行済株式数6,236株の50%に相当する3,118株を譲渡することとなりました。

(5) 株式譲渡契約締結日

2026年９月２日

(6) 株式譲渡実行日

2026年11月（予定）

(7) 前提条件

本株式譲渡は、必要各国の競争法に係る許認可の取得手続きなど、取引実行のための前提条件が満たされることを条件としております。

（ローン契約）

当社連結子会社は当中間連結会計期間において、下記の契約を締結しております。

＜ACG Aircraft Financing Ireland DAC＞
住所：23/25 Baggot Street Upper Dublin 4, Ireland
代表者：Robert Downes、Heather Diver、Niall O’Sullivan

契約年月日	借入先（属性）	期末残高	弁済期限	担保の有無	財務制限条項（※）
2026年７月３日	金融機関等	1,000百万米ドル	2031年７月３日	無	①、②、③

（※）財務制限条項の区分は以下の通りとなります。

①各四半期末時点において、Aviation Capital Group LLC連結ベースのインタレスト・カバレッジ・レシオを1.5以上に維持すること

②常にAviation Capital Group LLC連結ベースの純資産を1,500百万米ドル以上に維持すること

③常にAviation Capital Group LLC連結ベースの無担保資産を無担保負債等の金額の125%以上に維持すること

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000,000
第１回社債型種類株式	20,000,000
第２回社債型種類株式	20,000,000
第３回社債型種類株式	20,000,000
第４回社債型種類株式	20,000,000
第５回社債型種類株式	20,000,000
計	1,600,000,000

(注) 各種類の株式の「発行可能株式総数」の欄には定款に規定されている各種類の株式の発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月９日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	492,113,280	492,113,280	東京証券取引所(プライム市場)	単元株式数100株
第１回社債型種類株式	8,000,000	8,000,000	非上場	(注) 1 (注) 2
第２回社債型種類株式	20,000,000	20,000,000	非上場	(注) 1 (注) 3
第３回社債型種類株式	20,000,000	20,000,000	非上場	(注) 1 (注) 4
計	540,113,280	540,113,280	―	―

(注) １．単元株式数は100株です。また、会社法第322条第２項に規定する定款の定めをしています。
２．第１回社債型種類株式の内容は以下のとおりです。

優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、３月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第１回社債型種類株式を有する株主（以下「第１回社債型種類株主」という。）又は第１回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第１回社債型種類株主と併せて「第１回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第１回社債型種類株式１株につき、第１回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に、次号に記載する配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。また、2027年３月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第１回社債型種類株式１株につき、（i）第１回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額の２分の１の額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）に、（ii）第１回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から下記「優先期中配当金」に定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）を加えたものとする。）（以下「第１回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第１回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 配当年率

(i) 2032年３月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合

年3.800%

(ii) 2032年４月１日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の２営業日前の日（以下「年率基準日」という。）における１年国債金利（以下に定義する。）に1.800%を加えた率

・「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。

・「１年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前９時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される１年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての１年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大５者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後３時現在のレートとして提示可能であった参照１年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが４者以上である場合、当該事業年度に適用される１年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ１つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第４位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが２者又は３者である場合、当該事業年度に適用される１年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第４位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが２者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の１年国債金利（但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた１年国債金利）を当該事業年度に適用される１年国債金利とする。

・「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

・「参照１年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として１年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第１回社債型種類株主等に対して行う第１回社債型種類株式１株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第１回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第１回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第１回社債型種類株式累積未払配当金が第１回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記「残余財産の分配」第(1)号に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号（i）又は（ii）に掲げる年率で１年を365日（当該不足事業年度がうるう年の２月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した金額を加算して行う（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）。第１回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号又は次項に記載する剰余金の配当に先立ち、第１回社債型種類株式１株につき第１回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第１回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第１回社債型種類株主等に対しては、第１回社債型種類株式優先配当金の額及び第１回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

優先期中配当金

当社は、９月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第１回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第１回社債型種類株式１株につき、第１回社債型種類株式優先配当金の額の２分の１の額の金銭（但し、2027年３月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第１回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、

払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。））（以下「第１回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第１回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第１回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第１回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第１回社債型種類株式１株につき、第１回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第１回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

・「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2027年３月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第１回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の２月29日を含む場合は366とする。但し、2027年３月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2027年３月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）。但し、分配日の属する事業年度において第１回社債型種類株主等に対して第１回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月１日から第１回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が９月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第１回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

優先順位

当社の第１回社債型種類株式乃至第３回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

議決権

第１回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

(3) 当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第１回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第１回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第１回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第１回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記（a）又は（b）のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第１回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第１回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第１回社債型種類株主に対し、第１回社債型種類株式１株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記「残余財産の分配」に記載する「分配日」を「取得日」と適宜読み替えて、第１回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第１回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第１回社債型種類株主から取得すべき第１回社債型種類株式を決定

する。
(a) 払込期日（同日を含む。）から５年を経過した日が到来した場合（2031年９月18日以降）
(b) 資本性変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合
・「資本性変更事由」とは、信用格付業者（以下に定義する。）より、信用格付業者における第１回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第１回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第１回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。
・「信用格付業者」とは、株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいう。

(2) 取得の方法
当社は、本項に記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の１か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第１回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。

(3) 事前承諾
当社は、本項第(1)号及び第(2)号に基づき、金銭を対価として第１回社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる割当予定先の事前の書面による承諾を得なければならない。

株式の併合又は分割、募集株式の割当等
(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第１回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
(2) 当社は、第１回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
(3) 当社は、第１回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第１回社債型種類株主等には第１回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第１回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第１回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。但し、株式移転設立完全親会社第１回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第１回社債型種類株式１株につき、（a）株式移転設立完全親会社第１回社債型種類株式の１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第１回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び（b）当該株式移転の効力発生日の前日における第１回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第１回社債型種類株式の１株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）とする。

自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除
当社が株主総会の決議によって特定の第１回社債型種類株主との合意により当該第１回社債型種類株主の有する第１回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第１項各号に掲げる事項を当該第１回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第２項及び第３項の規定を適用しないものとする。

譲渡制限
第１回社債型種類株主は、当社の取締役会による事前の承認を得ることなく、第１回社債型種類株式の全部又は一部について、第三者に譲渡等をすることはできない。

３．第２回社債型種類株式の内容は以下のとおりです。

優先配当金
(1) 優先配当金
当社は、３月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第２回社債型種類株式を有する株主（以下「第２回社債型種類株主」という。）又は第２回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第２回社債型種類株主と併せて「第２回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株

式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第２回社債型種類株式１株につき、第２回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に、次号に記載する配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。また、2027年３月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第２回社債型種類株式１株につき、（ⅰ）第２回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額の２分の１の額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）に、（ⅱ）第２回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から下記「優先期中配当金」に定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）を加えたものとする。）（以下「第２回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第２回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 配当年率

(ⅰ) 2032年３月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年3.800%

(ⅱ) 2032年４月１日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の２営業日前の日（以下「年率基準日」という。）における１年国債金利（以下に定義する。）に1.800%を加えた率

・「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。

・「１年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前９時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される１年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての１年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大５者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後３時現在のレートとして提示可能であった参照１年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが４者以上である場合、当該事業年度に適用される１年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ１つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第４位を四捨五入する。）とする。
当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが２者又は３者である場合、当該事業年度に適用される１年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第４位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが２者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の１年国債金利（但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた１年国債金利）を当該事業年度に適用される１年国債金利とする。

・「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

・「参照１年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として１年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第２回社債型種類株主等に対して行う第２回社債型種類株式１株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第２回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第２回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第２回社債型種類株式累積未払配当金が第２回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記「残余財産の分配」第(1)号に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる年率で１年を365日（当該不足事業年度がうるう年の２月29日を含む場合は366日）として

行う日割計算により算出した金額を加算して行う（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）。第２回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号又は次項に記載する剰余金の配当に先立ち、第２回社債型種類株式１株につき第２回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第２回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第２回社債型種類株主等に対しては、第２回社債型種類株式優先配当金の額及び第２回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

優先期中配当金

当社は、９月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第２回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第２回社債型種類株式１株につき、第２回社債型種類株式優先配当金の額の２分の１の額の金銭（但し、2027年３月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第２回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。））（以下「第２回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第２回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第２回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第２回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第２回社債型種類株式１株につき、第２回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第２回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

・「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2027年３月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第２回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の２月29日を含む場合は366とする。但し、2027年３月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2027年３月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）。但し、分配日の属する事業年度において第２回社債型種類株主等に対して第２回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月１日から第２回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が９月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第２回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

優先順位

当社の第１回社債型種類株式乃至第３回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

議決権

第２回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

(3) 当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第２回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第２回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第２回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することがで

きる第２回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
(a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

取得条項
(1) 金銭対価の取得条項
当社は、下記（a）又は（b）のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第２回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第２回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第２回社債型種類株主に対し、第２回社債型種類株式１株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記「残余財産の分配」に記載する「分配日」を「取得日」と適宜読み替えて、第２回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第２回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第２回社債型種類株主から取得すべき第２回社債型種類株式を決定する。
(a) 払込期日（同日を含む。）から５年３か月を経過した日が到来した場合（2031年12月18日以降）
(b) 資本性変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合
・「資本性変更事由」とは、信用格付業者（以下に定義する。）より、信用格付業者における第２回社債　型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第２回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第２回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。
・「信用格付業者」とは、株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいう。
(2) 取得の方法
当社は、本項に記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の１か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第２回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。
(3) 事前承諾
当社は、本項第(1)号及び第(2)号に基づき、金銭を対価として第２回社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる割当予定先の事前の書面による承諾を得なければならない。

株式の併合又は分割、募集株式の割当等
(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第２回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
(2) 当社は、第２回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
(3) 当社は、第２回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第２回社債型種類株主等には第２回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第２回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第２回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。但し、株式移転設立完全親会社第２回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第２回社債型種類株式１株につき、（a）株式移転設立完全親会社第２回社債型種類株式の１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第２回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び（b）当該株式移転の効力発生日の前日における第２回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第２回社債型種類株式の１株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）とする。

自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除
当社が株主総会の決議によって特定の第２回社債型種類株主との合意により当該第２回社債型種類株主の有する第２回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第１項各号に掲げる事項を当該第２回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第２項及び第３項の規定

を適用しないものとする。

譲渡制限

第２回社債型種類株主は、当社の取締役会による事前の承認を得ることなく、第２回社債型種類株式の全部又は一部について、第三者に譲渡等をすることはできない。

４．第３回社債型種類株式の内容は以下のとおりです。

優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、３月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第３回社債型種類株式を有する株主（以下「第３回社債型種類株主」という。）又は第３回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第３回社債型種類株主と併せて「第３回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第３回社債型種類株式１株につき、第３回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に、次号に記載する配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。また、2027年３月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第３回社債型種類株式１株につき、（i）第３回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額の２分の１の額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）に、（ii）第３回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から下記「優先期中配当金」に定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）を加えたものとする。）（以下「第３回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第３回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 配当年率

(i) 2032年３月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年3.800%

(ii) 2032年４月１日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の２営業日前の日（以下「年率基準日」という。）における１年国債金利（以下に定義する。）に1.800%を加えた率

・「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。

・「１年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前９時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される１年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての１年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大５者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後３時現在のレートとして提示可能であった参照１年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが４者以上である場合、当該事業年度に適用される１年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ１つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第４位を四捨五入する。）とする。
当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが２者又は３者である場合、当該事業年度に適用される１年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第４位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが２者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の１年国債金利（但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた１年国債金利）を当該事業年度に適用される１年国債金利とする。

・「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。
・「参照１年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として１年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第３回社債型種類株主等に対して行う第３回社債型種類株式１株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第３回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第３回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第３回社債型種類株式累積未払配当金が第３回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記「残余財産の分配」第(1)号に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる年率で１年を365日（当該不足事業年度がうるう年の２月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した金額を加算して行う（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）。第３回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号又は次項に記載する剰余金の配当に先立ち、第３回社債型種類株式１株につき第３回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第３回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第３回社債型種類株主等に対しては、第３回社債型種類株式優先配当金の額及び第３回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

優先期中配当金

当社は、９月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第３回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第３回社債型種類株式１株につき、第３回社債型種類株式優先配当金の額の２分の１の額の金銭（但し、2027年３月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第３回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。））（以下「第３回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第３回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第３回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第３回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第３回社債型種類株式１株につき、第３回社債型種類株式１株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第３回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

・「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2027年３月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第３回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の２月29日を含む場合は366とする。但し、2027年３月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2027年３月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）。但し、分配日の属する事業年度において第３回社債型種類株主等に対して第３回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月１日から第３回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が９月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第３回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

優先順位

当社の第１回社債型種類株式乃至第３回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

議決権

第３回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

(3) 当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第３回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第３回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第３回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第３回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記（a）又は（b）のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第３回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第３回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第３回社債型種類株主に対し、第３回社債型種類株式１株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記「残余財産の分配」に記載する「分配日」を「取得日」と適宜読み替えて、第３回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第３回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第３回社債型種類株主から取得すべき第３回社債型種類株式を決定する。

(a) 払込期日（同日を含む。）から５年６か月を経過した日が到来した場合（2032年３月18日以降）

(b) 資本性変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合

・「資本性変更事由」とは、信用格付業者（以下に定義する。）より、信用格付業者における第３回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第３回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第３回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。

・「信用格付業者」とは、株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいう。

(2) 取得の方法

当社は、本項に記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の１か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第３回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。

(3) 事前承諾

当社は、本項第(1)号及び第(2)号に基づき、金銭を対価として第３回社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる割当予定先の事前の書面による承諾を得なければならない。

株式の併合又は分割、募集株式の割当等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第３回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

(2) 当社は、第３回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(3) 当社は、第３回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第３回社債型種類株主等には第３回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第３回社債型種類株式と同種の株

式（以下「株式移転設立完全親会社第３回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。但し、株式移転設立完全親会社第３回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第３回社債型種類株式１株につき、（a）株式移転設立完全親会社第３回社債型種類株式の１株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第３回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び（b）当該株式移転の効力発生日の前日における第３回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第３回社債型種類株式の１株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入するものとする。）とする。

自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第３回社債型種類株主との合意により当該第３回社債型種類株主の有する第３回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第１項各号に掲げる事項を当該第３回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第２項及び第３項の規定を適用しないものとする。

譲渡制限

第３回社債型種類株主は、当社の取締役会による事前の承認を得ることなく、第３回社債型種類株式の全部又は一部について、第三者に譲渡等をすることはできない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年９月18日 （注）１	第１回 社債型種類株式 8,000 第２回 社債型種類株式 20,000 第３回 社債型種類株式 20,000	普通株式 492,113 第１回 社債型種類株式 8,000 第２回 社債型種類株式 20,000 第３回 社債型種類株式 20,000	6,000	87,129	6,000	58,436
2026年９月18日 （注）２	―	普通株式 492,113 第１回 社債型種類株式 8,000 第２回 社債型種類株式 20,000 第３回 社債型種類株式 20,000	△6,000	81,129	△6,000	52,436

（注）１．2026年９月18日を払込期日とする第１回社債型種類株式、第２回社債型種類株式及び第３回社債型種類株式の発行による増加です。発行形態、発行価格、資本組入額及び割当先は以下のとおりです。

(1)第１回社債型種類株式

発行形態：有償第三者割当

発行価格：１株当たり250円

資本組入額：１株当たり125円

割当先：農林中央金庫

(2)第２回社債型種類株式

発行形態：有償第三者割当

発行価格：１株当たり250円

資本組入額：１株当たり125円

割当先：伊藤忠商事株式会社

(3)第３回社債型種類株式

発行形態：有償第三者割当

発行価格：１株当たり250円

資本組入額：１株当たり125円

割当先：伊藤忠商事株式会社

２．会社法第447条第１項及び第３項ならびに会社法第448条第１項及び第３項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えております。（減資割合6.89%）

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	186,859	34.69
中央日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号	68,643	12.74
ＮＴＴ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	49,211	9.14
ケイ・エス・オー株式会社	東京都千代田区九段北四丁目１番10号	41,344	7.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目８番１号	25,713	4.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	19,924	3.70
清和綜合建物株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番１号	16,010	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番12号	11,607	2.15
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	8,381	1.56
農林中央金庫	東京都千代田区大手町一丁目２番１号	8,000	1.49
計	―	435,695	80.88

（注）１．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合の計算上、「株式給付信託（BBT-RS）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社普通株式1,520,881株は、発行済株式の総数から控除する自己株式には含めておりません。

２．所有株式数には第１回社債型種類株式、第２回社債型種類株式及び第３回社債型種類株式が含まれております。なお、第１回社債型種類株式、第２回社債型種類株式及び第３回社債型種類株式の株主は当社の株主総会における議決権を有していません。

所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	1,468,592	29.95
中央日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号	686,434	14.00
ＮＴＴ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	492,112	10.04
ケイ・エス・オー株式会社	東京都千代田区九段北四丁目１番10号	413,440	8.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目８番１号	257,134	5.24
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	199,249	4.06
清和綜合建物株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番１号	160,106	3.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番12号	116,072	2.37
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	83,814	1.71
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　オリエントコーポレーション口　再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目８番12号	76,000	1.55
計	－	3,952,953	80.61

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第１回 社債型種類株式 8,000,000 第２回 社債型種類株式 20,000,000 第３回 社債型種類株式 20,000,000	―	（注）３
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,433,600	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 490,391,100	4,903,911	―
単元未満株式	普通株式 288,580	―	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	540,113,280	―	―
総株主の議決権	―	4,903,911	―

（注）１．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「株式給付信託（BBT-RS）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社普通株式1,520,800株（議決権の数15,208個）が含まれております。

２．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式88株及び「株式給付信託（BBT-RS）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社普通株式81株が含まれております。

３．第１回社債型種類株式、第２回社債型種類株式及び第３回社債型種類株式の内容は、「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町３番地	1,433,600	―	1,433,600	0.27
計	―	1,433,600	―	1,433,600	0.27

(注)「株式給付信託（BBT-RS）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社普通株式1,520,800株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」(平成11年５月19日総理府・大蔵省令第32号)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	221,478	258,230
割賦債権	197,021	215,343
リース債権及びリース投資資産	1,588,984	1,584,682
営業貸付債権	※4 361,709	※4 328,427
営業投資有価証券	427,988	443,305
賃貸料等未収入金	72,322	66,648
有価証券	100	100
棚卸資産	※1 41,670	※1 37,140
その他の流動資産	※4 315,287	※4 306,473
貸倒引当金	△8,609	△9,896
流動資産合計	3,217,955	3,230,457
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産	2,837,562	3,023,318
賃貸資産前渡金	135,150	181,669
その他の営業資産	128,768	125,652
建設仮勘定	10,218	18,346
社用資産	31,926	37,332
有形固定資産合計	3,143,626	3,386,319
無形固定資産		
賃貸資産	2,705	2,386
のれん	56,245	67,748
その他の無形固定資産	34,028	35,209
無形固定資産合計	92,979	105,344
投資その他の資産		
投資有価証券	615,698	644,073
破産更生債権等	※2,※4 3,152	※2,※4 2,974
繰延税金資産	43,689	41,551
退職給付に係る資産	4	258
その他の投資	※4 99,480	※4 103,366
貸倒引当金	※2 △3,095	※2 △2,925
投資その他の資産合計	758,930	789,298
固定資産合計	3,995,536	4,280,961
繰延資産	1,319	1,209
資産合計	7,214,810	7,512,628

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	223,956	176,828
短期借入金	404,965	507,508
1年内償還予定の社債	156,108	239,017
1年内返済予定の長期借入金	1,041,539	1,011,683
コマーシャル・ペーパー	318,787	320,067
債権流動化に伴う支払債務	12,500	15,800
1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	5,070	4,276
未払法人税等	23,080	18,407
割賦未実現利益	22,072	25,527
賞与引当金	5,452	6,669
役員賞与引当金	438	306
役員株式給付引当金	199	70
その他の引当金	437	636
その他の流動負債	178,505	176,113
流動負債合計	2,393,114	2,502,911
固定負債		
社債	982,155	1,098,611
長期借入金	2,214,978	2,154,326
債権流動化に伴う長期支払債務	6,380	4,481
繰延税金負債	100,241	108,577
役員退職慰労引当金	243	272
役員株式給付引当金	177	319
メンテナンス引当金	733	773
その他の引当金	841	1,326
退職給付に係る負債	9,625	10,055
その他の固定負債	253,726	270,909
固定負債合計	3,569,103	3,649,652
負債合計	5,962,217	6,152,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	81,129	81,129
資本剰余金	56,547	68,682
利益剰余金	665,085	712,020
自己株式	△3,893	△3,462
株主資本合計	798,869	858,369
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	47,707	41,476
繰延ヘッジ損益	6,950	12,519
為替換算調整勘定	264,812	310,684
退職給付に係る調整累計額	2,162	2,160
その他の包括利益累計額合計	321,634	366,841
新株予約権	1,775	1,492
非支配株主持分	130,314	133,360
純資産合計	1,252,593	1,360,064
負債純資産合計	7,214,810	7,512,628

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	693,280	779,910
売上原価	537,771	594,032
売上総利益	155,509	185,878
販売費及び一般管理費	※1 82,989	※1 95,584
営業利益	72,519	90,294
営業外収益		
受取利息	903	1,520
受取配当金	909	1,004
持分法による投資利益	8,339	18,468
その他	487	530
営業外収益合計	10,640	21,524
営業外費用		
支払利息	5,357	7,749
為替差損	275	1,648
その他	294	358
営業外費用合計	5,926	9,756
経常利益	77,233	102,062
特別利益		
受取和解金	―	1,290
ロシア関連保険和解金	※2 75,149	―
その他	351	583
特別利益合計	75,501	1,874
特別損失		
投資有価証券評価損	268	75
固定資産処分損	99	62
減損損失	※3 11,777	―
その他	287	60
特別損失合計	12,431	198
税金等調整前中間純利益	140,302	103,737
法人税等	42,561	27,205
中間純利益	97,741	76,532
非支配株主に帰属する中間純利益	4,941	8,017
親会社株主に帰属する中間純利益	92,799	68,514

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純利益	97,741	76,532
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,411	△5,889
繰延ヘッジ損益	△5,350	5,310
為替換算調整勘定	△85,095	44,982
退職給付に係る調整額	△25	24
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,538	332
その他の包括利益合計	△82,599	44,760
中間包括利益	15,141	121,292
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	10,998	113,722
非支配株主に係る中間包括利益	4,143	7,570

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	140,302	103,737
賃貸資産減価償却費	120,228	131,419
賃貸資産除却損及び売却原価	125,419	153,858
減損損失	13,463	2,993
その他の営業資産減価償却費及び売却原価	12,680	5,811
社用資産減価償却費及び除売却損	6,253	5,644
のれん償却額	2,443	2,361
為替差損益（△は益）	275	1,648
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△482	1,071
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,161	1,215
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	304	189
受取利息及び受取配当金	△1,812	△2,517
資金原価及び支払利息	65,577	79,600
持分法による投資損益（△は益）	△8,339	△18,468
有価証券及び投資有価証券売却損益（△は益）	△167	△196
受取和解金	―	△1,290
ロシア関連保険和解金	△75,149	―
割賦債権の増減額（△は増加）	3,218	△10,432
リース債権及びリース投資資産の増減額（△は増加）	△20,617	24,284
営業貸付債権の増減額（△は増加）	29,442	39,873
営業投資有価証券の増減額（△は増加）	41,174	△23,821
賃貸資産の取得による支出	△367,446	△382,769
その他の営業資産の取得による支出	△2,560	△2,329
建設仮勘定の増減額（△は増加）	△9,425	△8,427
破産更生債権等の増減額（△は増加）	333	△167
仕入債務の増減額（△は減少）	△41,959	△48,228
その他	△63,903	△2,484
小計	△29,583	52,574
利息及び配当金の受取額	7,420	11,551
利息の支払額	△66,383	△78,866
受取和解金の受取額	―	1,290
ロシア関連保険和解金の受取額	75,149	―
法人税等の支払額	△20,525	△27,786
営業活動によるキャッシュ・フロー	△33,921	△41,237
投資活動によるキャッシュ・フロー		
社用資産の売却による収入	697	402
社用資産の取得による支出	△8,736	△7,618
投資有価証券の売却及び償還による収入	223	3,704
投資有価証券の取得による支出	△2,764	△13,038
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△870	△12,145
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	―	△4,065
その他	△891	△14,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,341	△46,881

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	17,757	93,313
コマーシャル・ペーパーの純増減額（△は減少）	49,349	△210
長期借入れによる収入	606,587	503,092
長期借入金の返済による支出	△519,981	△628,188
債権流動化債務の純増減額（△は減少）	△300	3,300
債権流動化の返済による支出	△1,240	△2,693
社債の発行による収入	118,728	185,527
社債の償還による支出	△110,000	△20,000
株式の発行による収入	－	12,000
非支配株主への払戻による支出	－	△44
配当金の支払額	△16,161	△21,579
非支配株主への配当金の支払額	△4,508	△3,997
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△0	－
その他	△1,427	△979
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,803	119,539
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,972	5,130
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	83,567	36,551
現金及び現金同等物の期首残高	168,797	219,668
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 252,365	※1 256,219

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
重要な変更はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税金等調整前中間純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
(当社の連結子会社における航空機の購入契約) 当社の連結子会社であるAviation Capital Group LLCは、2026年6月30日現在において、ボーイング社、エアバス社及びエアライン等からナローボディー機を中心とした航空機193機を購入する契約を有しており、購入予定の航空機は当該契約に基づき2033年までに随時納入が行われる予定であります。 なお、当該契約等に基づく航空機の購入に係る支払予定額の合計金額は1,795,796百万円(11,054百万米ドル)であります。 また、2026年10月15日付で、エアバス社に対し航空機75機を発注することを決議いたしました。本件発注する機体は、2032年～2035年にかけて随時納入が行われる予定であります。 (重要な子会社の株式譲渡契約) 当社は、2026年８月３日付で伊藤忠商事株式会社との間で締結した基本合意書に基づき、2026年９月２日付で、当社の連結子会社であるTC Skyward Aviation U.S., Inc.の株式の50%を伊藤忠商事株式会社に譲渡することに関する株式譲渡契約を締結しました。 本株式譲渡の実行により、TC Skyward Aviation U.S., Inc.及びその子会社であるAviation Capital Group LLCは当社の連結子会社から除外され、持分法適用関連会社となる予定です。 また、本株式譲渡等に伴い、「親会社株主に帰属する当期純利益」への影響額は380億円（※）程度の増益になると見込んでおります。なお、当該影響額は、2026年11月に上記株式譲渡が計画どおり完了することを前提としており、今後の為替の変動その他の要因により変動する可能性があります。 （※）2026年８月３日の公表時点では、親会社株主に帰属する当期純利益への影響額を約300億円と見込んでおりましたが、算出の前提としていた為替レートに対して円安となっている足元の為替水準等を踏まえ、影響額が増加しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
商品及び製品	31,292百万円	24,956百万円
仕掛品	6,456百万円	9,494百万円
原材料及び貯蔵品	3,922百万円	2,689百万円

※２　資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
投資その他の資産	241百万円	234百万円

３　偶発債務

(1) 営業取引として、次のとおり保証(保証予約を含む)しております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
営業保証額	152,057百万円	106,504百万円
機械設備等の引取保証額	5,452百万円	5,342百万円
計	157,509百万円	111,847百万円

(2) 関連会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり保証しております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
ZAXIS Financial Services Americas, LLC	48,591百万円	35,172百万円
MTC Maritime B.V.	4,597百万円	4,523百万円
SOLEIL TRANSPORT S.A.	3,485百万円	3,176百万円
伊藤忠TC建機㈱	2,000百万円	800百万円
㈱IBeeT	750百万円	700百万円
大連氷山集団華慧達融資租賃有限公司	19百万円	79百万円
計	59,444百万円	44,451百万円

(3) 下記会社に対して、同社が負担する借入債務等が弁済されない場合、次の金額を限度とする追加出資義務を負っております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
田原バイオマスパワー合同会社	527百万円	527百万円

(4) 関連会社に対して、同社が負担する借入債務が借り入れ条件の変更に起因して弁済されない場合、次の金額を限度とする資金提供義務を負っております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
MTC Maritime B.V.	4,431百万円	3,959百万円

※４　特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令に基づく債権(営業貸付金、その他の営業貸付債権、関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金、未収利息)に係る不良債権の状況

「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」(平成11年５月19日　総理府・大蔵省令第32号)第９条に基づく、提出会社の債権の状況は次のとおりであります。

なお、投資その他の資産の「破産更生債権等」に計上している貸付金を含んでおります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
	－百万円	－百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
	59,875百万円	59,875百万円

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）であります。

(3) 三月以上延滞債権

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
	－百万円	－百万円

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している債権（(1)、(2)に掲げるものを除く。）であります。

(4) 貸出条件緩和債権

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
	－百万円	－百万円

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った債権（(1)～(3)に掲げるものを除く。）であります。

(5) 正常債権

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
	548,864百万円	538,262百万円

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)～(4)に掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

(中間連結損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
従業員給与手当・賞与	34,653百万円	39,036百万円
賞与引当金繰入額	4,776百万円	5,658百万円
退職給付費用	1,561百万円	1,434百万円
貸倒引当金繰入額	△370百万円	1,420百万円
役員株式給付引当金繰入額	250百万円	341百万円
役員賞与引当金繰入額	205百万円	231百万円
役員退職慰労引当金繰入額	43百万円	40百万円

※２　ロシア関連保険和解金

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社の連結子会社Aviation Capital Group LLC（米国・カリフォルニア州 以下、ACG）は、ロシアの航空会社向けにリースしていた機体及びロシアの航空会社を実質与信先とする融資・融資保証に係る債権に対して、回収の見通しが立たない状況となったため、2023年３月期に特別損失を計上いたしました。

その後、ACGは、当該ロシアの航空会社向けリース機体及び融資、融資保証に係る債権に関して付保していた保険契約に基づき、保険会社に対してその支払の請求を求めて訴訟手続きを進めてまいりましたが、前中間連結会計期間において、一部の保険会社と和解し、合計506百万米ドルの保険和解金を受領し、同額の円貨相当額を特別利益として計上しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

※３　減損損失

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

中間連結損益計算書に計上している減損損失は、主として当社の連結子会社におけるシステム開発計画の見直しによるものであり、10,898百万円を特別損失に計上しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

４　「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」

当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号　2024年3月22日）第７項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	265,929百万円	258,230百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△13,664百万円	△2,110百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	100百万円	100百万円
現金及び現金同等物	252,365百万円	256,219百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月23日定時株主総会	普通株式	16,161百万円	33円	2025年３月31日	2025年６月24日	利益剰余金

(注) 2025年６月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式に対する配当金61百万円を含めております。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月７日取締役会	普通株式	17,656百万円	36円	2025年９月30日	2025年12月11日	利益剰余金

(注) 2025年11月７日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式に対する配当金60百万円を含めております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月25日定時株主総会	普通株式	21,579百万円	44円	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金

(注) 2026年６月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式に対する配当金74百万円を含めております。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月９日取締役会	普通株式	25,515百万円	52円	2026年９月30日	2026年12月10日	利益剰余金
2026年11月９日取締役会	第１回社債型種類株式	２百万円	0.34円	2026年９月30日	2026年12月10日	利益剰余金
2026年11月９日取締役会	第２回社債型種類株式	６百万円	0.34円	2026年９月30日	2026年12月10日	利益剰余金
2026年11月９日取締役会	第３回社債型種類株式	６百万円	0.34円	2026年９月30日	2026年12月10日	利益剰余金

(注) 2026年11月９日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式に対する配当金79百万円を含めております。

３．株主資本の著しい変動

当社は2026年９月18日付で、農林中央金庫及び伊藤忠商事株式会社を割当先とする第三者割当による社債型種類株式を発行し、払込金額総額12,000百万円を受領いたしました。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,000百万円増加いたしました。

また、同日付で会社法第447条第１項及び第３項並びに第448条第１項及び第３項の規定に基づき、資本金6,000百万円及び資本準備金6,000百万円を減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えました。

この結果、当中間連結会計期間末において、その他資本剰余金が12,000百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、2026年４月１日付の組織・体制の刷新に伴い、顧客起点のビジネス推進を担うフロント部門（国内ビジネス・海外ビジネス）と、高度なソリューションを提供するプロダクツ部門（社会インフラ・トランスポート・モビリティ・企業投資）を有機的に連携させ、事業間シナジーの創出と顧客・社会への価値提供力の向上を図るため、報告セグメントを変更いたしました。

これに伴い、第１四半期連結会計期間より、報告セグメントを「国内リース事業」、「オートモビリティ事業」、「スペシャルティ事業」、「国際事業」及び「環境インフラ事業」の５セグメントから、「国内ビジネス部門」、「海外ビジネス部門」、「社会インフラ部門」、「トランスポート部門」、「モビリティ部門」及び「企業投資部門」の６セグメントに変更しております。

変更後の報告セグメントの内容は以下の通りです。

(1) 国内ビジネス部門…… 国内における情報通信機器、事務用機器等のリースや各種サービス、リユース・リサイクルのサーキュラービジネスなど、各種事業等

(2) 海外ビジネス部門…… 海外における情報通信機器等の多様なアセットを対象に、FMVリースやファイナンス、IT機器処分を中心としたライフサイクルサービスなど、モノのライフサイクル全般に関連する各種事業等

(3) 社会インフラ部門…… 国内外の不動産（オフィスビル、データセンター、ホテルなど）、再生可能エネルギー領域を対象とした事業運営、リース・ファイナンス及びアセットマネジメント、各種事業等

(4) トランスポート部門… 国内外における航空機、船舶等を対象としたリース・ファイナンス及びアセットマネジメント、各種事業等

(5) モビリティ部門…… 国内外における法人・個人向けのオートリース及びレンタカー、車両の整備・サービスなど、モビリティのライフサイクル全般に関連する各種事業等

(6) 企業投資部門…… 国内外におけるエクイティ・メザニン等の企業投資及び投資先企業のバリューアップ支援、ファンドの組成・運用、各種事業等

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

Ⅰ　前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間連結損益計算書計上額（注）３
	国内ビジネス	海外ビジネス	社会インフラ	トランスポート	モビリティ	企業投資				
売上高										
外部顧客に対する売上高（注）４	229,042	97,488	89,201	105,506	164,681	3,434	3,924	693,280	―	693,280
セグメント間の内部売上高又は振替高	362	102	0	51	390	―	296	1,204	△1,204	―
計	229,405	97,591	89,202	105,557	165,072	3,434	4,221	694,485	△1,204	693,280
セグメント利益	12,980	6,941	5,685	62,604	6,718	1,587	1,340	97,858	△5,058	92,799

（注）１．「その他」は、報告セグメントに含まれない事業に係る全社収益及び費用であります。
２．セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
３．セグメント利益は、中間連結損益計算書の親会社株主に帰属する中間純利益と調整を行っております。
４．当中間連結会計期間の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益は、報告セグメントごとに国内ビジネス部門1,211百万円、海外ビジネス部門5,792百万円、社会インフラ部門56,319百万円、トランスポート部門1,080百万円、モビリティ部門9,098百万円、企業投資部門－百万円であります。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

海外ビジネス部門において、のれんの減損損失878百万円を、トランスポート部門において、航空機リースに関連する資産の減損損失1,686百万円を、モビリティ部門において、無形固定資産の減損損失10,898百万円を計上しております。

Ⅱ　当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間連結損益計算書計上額（注）３
	国内ビジネス	海外ビジネス	社会インフラ	トランスポート	モビリティ	企業投資				
売上高										
外部顧客に対する売上高（注）４	247,039	131,867	88,963	131,414	174,858	4,607	1,159	779,910	―	779,910
セグメント間の内部売上高又は振替高	318	104	2	32	290	―	349	1,097	△1,097	―
計	247,358	131,971	88,966	131,446	175,149	4,607	1,508	781,008	△1,097	779,910
セグメント利益	16,433	10,318	6,510	29,036	10,891	2,123	865	76,179	△7,664	68,514

（注）１．「その他」は、報告セグメントに含まれない事業に係る全社収益及び費用であります。
２．セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
３．セグメント利益は、中間連結損益計算書の親会社株主に帰属する中間純利益と調整を行っております。
４．当中間連結会計期間の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益は、報告セグメントごとに国内ビジネス部門2,060百万円、海外ビジネス部門4,988百万円、社会インフラ部門47,776百万円、トランスポート部門996百万円、モビリティ部門9,399百万円、企業投資部門35百万円であります。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

トランスポート部門において、航空機リースに関連する資産の減損損失2,993百万円を計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
（１）１株当たり中間純利益		190円04銭	140円10銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	(百万円)	92,799	68,514
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―	16
(うち社債型種類株式に係る種類株主への配当額)	(百万円)	―	16
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	(百万円)	92,799	68,498
普通株式の期中平均株式数	(千株)	488,327	488,936
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益		189円35銭	139円72銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	(百万円)	―	―
普通株式増加数	(千株)	1,768	1,317
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		―	

（注）１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式を含めております。なお、「株式給付信託（BBT-RS）」制度として信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当中間連結会計期間において1,684,963株、前中間連結会計期間において1,845,448株であります。

2 【その他】

2026年11月９日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 第１回社債型種類株式

① 中間配当による配当金の総額…… ２百万円
② １株当たりの金額…… ０円34銭
③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日…… 2026年12月10日

(注) 2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

(2) 第２回社債型種類株式

① 中間配当による配当金の総額…… ６百万円
② １株当たりの金額…… ０円34銭
③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日…… 2026年12月10日

(注) 2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

(3) 第３回社債型種類株式

① 中間配当による配当金の総額…… ６百万円
② １株当たりの金額…… ０円34銭
③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日…… 2026年12月10日

(注) 2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

(4) 普通株式

① 中間配当による配当金の総額…… 25,515百万円
② １株当たりの金額…… 52円00銭
③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日…… 2026年12月10日

(注) 2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月9日

東京センチュリー株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 基 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 村 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 井 義 大

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京センチュリー株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京センチュリー株式会社及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。